

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年3月24日（平成27年（行情）諮問第180号）

答申日：平成29年7月12日（平成29年度（行情）答申第144号）

事件名：「義経戦記資料集」に含まれている文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「添付CD：『義経戦記資料集』」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙に掲げる78文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年4月17日付け防官文第5493号及び同年9月30日付け防官文第14392号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定及び一部開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）平成26年4月17日付け防官文第5493号に対する異議申立書

ア 本件対象文書の本来の電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

本件開示決定通知書では電磁的記録形式の特定明示が行われておらず、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」が特定されたのか不明である。

そこで国の解釈に従って、改めて本件対象文書の電磁的記録形式の特定明示を行うとともに、その電磁的記録形式での複写の交付を求める。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 複写の交付が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電

子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われているため、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、交付された複写が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

また電磁的記録にセキュリティ設定等を掛けた場合、当該データが複写先に複写されない場合が技術的に起こり得る。そこで、本件対象文書がこうした制限が掛けられている場合、本件対象文書の内容が交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、交付された複写が、本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても開示・不開示の判断を求める。

処分庁が平成24年4月4日付け防官文第4639号で認めるように、開示・不開示の判断を行わずに「本件対象文書の内容と関わりのない情報の付随を避ける」複写の交付は、法に反するので、当該情報についても開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈にしがたい、紙媒体についても存在しないか、特定を求めるものである。

(2) 平成26年9月30日付け防官文第14392号に対する異議申立書

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 本件対象文書の本来の電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

原処分において特定されたPDFファイルは、文書作成を行うには不適な電磁的記録形式であるため、開示請求時点で処分庁が保有していた電磁的記録形式と異なると思われる。

そこで国の解釈に従って、改めて本件対象文書の特定を行うべきである。

ウ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈にしたいがい、紙媒体についても存在しないか、特定を求める。

(3) 意見書 1

ア 国の法解釈に従えば、開示請求時の電磁的記録形式で文書が特定されなければならない。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

また総務庁行政管理局長（当時）の国会答弁でも、法の対象文書は「電子情報も対象」（第145回国会参議院総務委員会会議録第3号2頁）と明言されている。

したがって、本件対象文書の特定に当たっては、開示請求時点における電磁的記録形式が特定されなければならない。

そもそも法に基づき行われる文書の特定と、複製の交付の際の不開示情報の処理をどうするかという問題は全く別に取り扱われるべき問題である。

イ 審査会事務局による対象文書の直接の確認を求める。

以下の理由から、異議申立人が確認できない事項について審査会事務局が直接確認することを求める。

(ア) 本件対象文書の電磁的記録の本来の記録形式

理由説明書において諮問庁は、本件対象文書の本来の電磁的記録を特定したかについて明言していないので、特定されていない疑いがある。なお諮問庁が情報公開請求に対して繰り返し隠蔽を行っている事実は、平成22年度（行情）答申第75号及び平成25年度（行情）答申第233号から明らかである。

そこで本件対象文書の本来の電磁的記録の特定を諮問庁に求めるとともに、審査会事務局による直接の確認を求めるものである。

(イ) 変更履歴の確認

ワード（Word）等で作成された文書（電磁的記録）の場合、変更履歴が残されている場合がある。

この変更履歴もまた組織共有文書に該当するので、本件対象文書においてもそれが存在していないか確認する必要がある。

諮問庁が本件対象文書の電磁的記録を特定しないのは、この変更履歴の存在を隠蔽しようとしている意図があると思われる。

(ウ) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」と処分庁がみなしている情報の確認

諮問庁の理由説明書では、本件対象文書に「本件対象文書の内容と関わりのない情報」の付随について完全に否定していない。

恐らく「本件対象文書の内容と関わりのない情報」と処分庁がみ
なす情報それ自体は存在するものと思われるので、処分庁の勝手な
判断に任せず、審査会がその内容を確認するべきである。

ウ 履歴情報も組織共有文書であれば、開示対象である。

諮問庁は履歴情報を特定しなければならない法的義務はないと主張
するが、履歴情報が組織共有文書であれば、開示対象である。

例えば、文書作成過程で合議先に変更箇所の確認を求めるため、履
歴情報を残すことは諮問庁の文書作成過程では広く行われている。

また過去の開示決定（平成18年8月3日付け防官文第7679
号）では、「北朝鮮のミサイル発射について（案）」と題するワー
ド（Word）等で作成された文書（電磁的記録）が開示され、履
歴情報についても開示されている。

（4）意見書2

「本件対象文書の内容と関わりのない情報」の判断を諮問庁に委ねる
べきではない。

諮問庁は理由説明書で、本件異議申立ての段階では複写の交付が行わ
れていないことをもって異議申立ての理由がないと主張したいようであ
るが、複写の交付が行われているか否かは、本件異議申立ての理由とは
関わりがない。

異議申立人が主張したいのは、諮問庁がいう「本件対象文書の内容と
関わりのない情報」が存在するのであれば、それを諮問庁の判断を委ね
るべきでないということである。

諮問庁は過去において「防衛大学校防衛学館図書室が所蔵している事
実は確認されたものの、行政文書として所有している事実は確認できな
かったため、不存在であると判断した」（平成22年度（行情）答申第
75号2頁）という珍妙な主張を行い、「同21年度（行情）答申第9
6号における諮問庁の説明は事実を隠蔽しようとしたものと外部から疑
われても仕方のない不適切又は不十分なものであったと言わざるを得ず、
極めて遺憾である」（同答申5頁）との批判を受けている。

このような指摘を受けながら諮問庁では、こうした隠蔽工作に関わっ
た職員に対して何ら処分を行っておらず、「隠蔽しても責任は問われな
い」という組織風土を残している。

このような組織風土ないし体質に染まった諮問庁においては、不都合
な事実を「本件対象文書の内容と関わりのない情報」と見なすことで隠
蔽しようとする誘惑が常に存在するのである。

事実、上記答申以後も諮問庁は、「組織全体として不都合な事実を隠
蔽しようとする傾向があったことを指摘せざるを得ない」（平成25年
度（行情）答申第233号31頁）との指摘を受けている。

以上の理由から、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」であるか否かの判断を諮問庁に委ねることは極めて危険であり、改めて当該情報を特定の上、それが真に「内容と関わりのない情報」に該当するのかを審査会が判断するべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「添付CD：『義経戦記資料集』」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条を適用し、まず、平成26年4月17日付け防官文第5493号により、文書3ないし文書5の1枚目及び2枚目並びに文書6及び文書7の1枚目ないし3枚目について開示決定を行った後、同年9月30日付け防官文第14392号により、残余の部分について、法5条1号及び3号の不開示情報に該当する部分を不開示とする一部開示決定を行った。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び法5条の該当性については、別表のとおりである。

3 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、「本件開示決定通知書では電磁的記録形式の特定明示が行われておらず、『開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの』が特定されたのか不明である。そこで国の解釈に従って、改めて本件対象文書の電磁的記録形式の特定明示を行うとともに、その電磁的記録形式での複製の交付を求める。」とともに「原処分において特定されたPDFファイルは、文書作成を行うには不適な電磁的記録形式であるため、開示請求時点で処分庁が保有していた電磁的記録形式と異なると思われる。」として、本件対象文書の本来の電磁的記録形式を特定し、明示することを求めるが、法その他の関係法令において、電磁的記録の記録形式を特定し、明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し明示することはしていない。

(2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定を求めるが、法その他の関係法令において、履歴情報を特定しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、履歴情報を特定することはしていない。

(3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複製の交付が行われているため、本件対象文書の内容が、交付された複製には欠落している可能性がある。」として、複製の交付が本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求めるとともに、「処分庁が平成2

4年4月4日付け防官文第4639号で認めるように、開示・不開示の判断を行わずに『本件対象文書の内容と関わりのない情報の付随を避ける』複製の交付は、法に反する」として、当該情報についても開示・不開示の判断を改めて求めるが、本件異議申立てがあった時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複製の交付も行われていない。

(4) 異議申立人は、「『行政文書』に関する国の解釈にしたがい」本件対象文書の紙媒体についても特定を求めるが、本件対象文書については、一貫して電磁的記録のみを保有しており、紙媒体は保有していない。

なお、本件異議申立てを受け、確実に期すために再度の確認を行ったが、紙媒体の存在を確認することはできなかった。

(5) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分を取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別表のとおり同条1号及び3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(6) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年3月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月6日 審議
- ④ 同月27日 異議申立人から意見書を收受
- ⑤ 平成29年6月26日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年7月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成18年度方面統裁師団指揮所演習について陸上自衛隊第2師団司令部（以下「第2師団司令部」という。）が作成した教訓資料に添付されたCDに保存された文書である。

異議申立人は、原処分の取消し並びに本件対象文書の本来の電磁的記録及び紙媒体の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は、陸上自衛隊研究本部（以下「研究本部」という。）が保有しているPDF形式の電磁的記録であり、本件開示請求が上記1の教訓資料に添付されたCDに保存された文書の開示を求めたものであったことから、当該CDに保存されたPDF形式の電磁的記録を特定したものである。

イ 当該CDにはPDF形式の電磁的記録以外の電磁的記録は保存されておらず、第2師団司令部では、上記アのCDを研究本部へ送付した後、本件対象文書の原稿である電磁的記録及び紙媒体については必要がないため、廃棄している。

ウ また、本件開示請求は、特定のCDに保存された文書の開示を求めたものであるから、仮に本件対象文書の紙媒体が廃棄されずに残っていたとしても、本件請求文書には該当しない。

(2) 本件対象文書は、特定のCDに保存された文書の開示を求めたものであることを踏まえると、PDF形式以外の電磁的記録を保有していない旨の諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえない。

また、本件対象文書の紙媒体は本件請求文書には該当しないと認められる。したがって、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書（電磁的記録又は紙媒体）を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 個人に関する情報

別表の番号1欄に掲げる不開示部分は、自衛隊員等の写真の顔部分である。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 陸上自衛隊の教育訓練に関する情報

別表の番号2欄に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊の教育訓練に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の運用要領及び能力が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認

めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 陸上自衛隊の組織編成に関する情報

別表の番号3欄に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊の組織編成に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務遂行の妨害を企てる相手方が当該態勢を踏まえた対処行動を採ることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 陸上自衛隊の指揮系統及び通信システムに関する情報

別表の番号4欄に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊の指揮系統及び通信システムに関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の通信及び指揮統制の要領が推察され、防衛省・自衛隊の行動を妨害しようとする相手方をして、その裏をかいた行動を採ることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

- 文書1 平成18年度 師団ICE想定(案) 第2師団
- 文書2 平成18年度 方面統裁師団指揮所演習訓練実施規定 北部方面総監部
- 文書3 第2師団司令部作戦会議 18.11.27
- 文書4 第2師団司令部幕僚会議 18.11.29
- 文書5 第2師団作戦会議 18.12.1
- 文書6 全般作戦計画示達 合戦2007 18.12.20 第2師団司令部
- 文書7 演第2師団作戦会議 合戦2007 19.1.18 演第2師団
- 文書8 平成18年度方面統裁師団指揮所演習 #1要望
- 文書9 平成18年度方面統裁師団指揮所演習 #2要望
- 文書10 平成18年方面統裁師団指揮所演習における第2師団第1次要望事項に対する回答について(通知)
- 文書11 218CT長に対する20A長指導事項について(通知)(演20A防第1号電。19.D-4日1000)
- 文書12 ***に関する20A行動命令(演20A行防命第1-1号電。19.D-4日1000)
- 文書13 航空偵察等計画作成の考え方 20方面隊用
- 文書14 作戦計画の補足資料の提出に関する統裁官指示(統裁官指示第1-3号。19.01.091400)
- 文書15 状況開始の態勢に関する統制
- 文書16 218CT長に対する20A長指導事項について(通知)(演20A防第1号電。19.D-4日1000)
- 文書17 ***に関する20A行動命令(演20A行防命第1-1号電。19.D-4日1000)
- 文書18 作戦計画の補足資料の提出に関する統裁官指示(統裁官指示第1-3号。19.01.091400)
- 文書19 ***の情報について(通知)(演20A防第2号電。19.D-2日2100)
- 文書20 ***に関する演20A行動命令(演20A行防命第1-5号電。19.1.270530)
- 文書21 研究会の実施について
- 文書22 ICEの機能と限界についての調査
- 文書23 演第2師団全般作戦計画(演2師作計第3-1号。18.12.201330)
- 文書24 ***に関する演第2師団行動命令(演2師行防命A第1-1号。

19. 1. 171600)
- 文書25 ロデオ作戦発動準備に関する演第2師団行動命令(演2師行防命A第1-3号。19. 1. 231605)
- 文書26 ロデオ作戦発動準備に関する演第2師団行動命令(演2師行防命A第1-3号。19. 1. 231605)
- 文書27 ロデオ作戦準備に関する演第2戦車連隊行動命令
- 文書28 ロデオ作戦発動に関する演第2師団行動命令(演2師行防命A第1-4号。19. 1. 240530)
- 文書29 対遊撃戦闘実施に関する演第2師団行動命令(演2師行防命A第1-5号。19. 1. 242250)
- 文書30 防御戦闘への移行に関する演第26普通科連隊行動命令(演26普連行防命A第1-2号。19. 1. 250000)
- 文書31 戦術任務変更に関する演第2特連行動命令(演2特連行防命第1-6号。19. 1. 250800)
- 文書32 シオマネキ作戦及びモッティ作戦発動に関する演第2師団行動命令(演2師行防命A第1-7号。19. 1. 252100)
- 文書33 中隊等の配属等に関する演第26普通科連隊行動命令(演26普連行防命A第1-4号。19. 1. 260100)
- 文書34 3iへの配属に関する***行動命令(演***行防命第2号。19. 1. 26)
- 文書35 予備隊配属及び火力優先変更に関する演第2師団行動命令(演2師行防命A第1-8号。19. 1. 260430)
- 文書36 予備隊配属及び部隊転用に関する演第2師団行動命令(演2師行防命A第1-9号。19. 1. 261530)
- 文書37 「鶴の恩返し作戦」実施に関する演第26普通科連隊行動命令(演26普連行防命A第1-3号。19. 1. 261600)
- 文書38 後方地域の警備実施に関する演第2師団行動命令(演2師行防命A第1-10号。19. 1. 262100)
- 文書39 部隊転用に関する演第2師団行動命令(演2師行防命A第1-11号。19. 1. 270000)
- 文書40 平成18年度師団演習【北鎮2006】研究会 平成18年10月22日 第2師団
- 文書41 研究会 研究本部総合研究部 先進部隊研究グループ(2D実動演習 検証班) 18. 10. 22
- 文書42 師団演習の所見 副師団長
- 文書43 戦闘経過(概要)
- 文書44 D-I-C-E(ダイス)研究会 平成18年11月22日 第2師団
- 文書45 研究会発表内容について 平成19年1月27日 第2師団指導部

- 文書46 方面統裁師団指揮所演習における検証項目（案）
- 文書47 総合状況図
- 文書48 合戦2007アンケート（集計）
- 文書49 合戦2007成果（演第4部。19.2.9）
- 文書50 合戦2007における成果について（施設課関連）（施設課 総括
C。19.2.14）
- 文書51 2 平成18年度方面統裁師団指揮所演習成果
- 文書52 方面統裁師団指揮所演習成果 第2戦車連隊
- 文書53 合戦2007教訓事項等
- 文書54 合戦2007成果（施設科部隊）
- 文書55 合戦2007（ICE）成果（報告）（第2後方支援連隊。19.
2.13）
- 文書56 2D提供資料 平成18年度方面統裁師団指揮所演習 19.1.
27 研究課
- 文書57 平成18年度方面統裁師団指揮所演習 研究会全般説明 北部方面
総監部 H19.1, 28
- 文書58 平成18年度方面統裁師団指揮所演習 総監部研究会 19.1.
28 北部方面総監部
- 文書59 お味方を大勝利に導いた各員の努力と協力に対する謝辞（バージョ
ンIII（19.1.31））
- 文書60 平成18年度 方面統裁師団指揮所演習 合戦2007 オペレー
ション義経ハンドブック 19.1.18改訂 第2師団第3部
- 文書61 平成18年度師団演習【北鎮2006】－演習実施要領の概要－
第2師団司令部
- 文書62 平成18年度 師団対抗ICE準備要綱（案）18.9.28 第
2師団
- 文書63 フローチャート形式の業務予定表の作成要領 第2師団第3部 1
9.2.7
- 文書64 D－対抗ICE師団統裁部名簿【合戦2007】 第2師団
- 文書65 演第2師団 準備状況報告 ～合戦2007～ 19.1.22
演第2師団
- 文書66 全般日程表（基準）
- 文書67 合戦2007までの日程
- 文書68 状況開始までの業務予定表（A3版）19.1.17
- 文書69 業務予定（戦況の推移予測）19.1.18
- 文書70 3部業務予定 19.1.18
- 文書71 北鎮 合戦2007
- 文書72 D－ICE #1統裁会議 平成18年11月16日 第2師団

文書73 D-I C E # 2 統裁会議 平成18年11月18日 第2師団
文書74 D-I C E # 3 統裁会議 平成18年11月19日 第2師団
文書75 D-I C E # 4 統裁会議 平成18年11月20日 第2師団
文書76 D-I C E 統裁計画 平成18年11月10日 第2師団司令部
文書77 D-I C E 統裁大綱(幕僚案) 平成18年10月25日
文書78 D-I C E 統裁要員会同 平成18年11月2日 第2師団

別表

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
1	文書 4 4	9 1 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	文書 6 5	2 4 枚目ないし 2 9 枚目の一部（個人の顔写真）	
	文書 7 1	1 枚目ないし 7 枚目の一部（個人の顔写真）	
2	文書 1	2 枚目ないし 4 枚目， 6 枚目ないし 1 0 枚目及び 1 3 枚目ないし 3 2 枚目の一部	陸上自衛隊の教育訓練の細部に関する情報であり、これを公にした場合、陸上自衛隊の運用要領及び能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 2	6 枚目ないし 8 枚目， 1 1 枚目， 1 4 枚目， 1 5 枚目， 1 8 枚目， 2 0 枚目， 2 6 枚目， 2 7 枚目， 3 0 枚目ないし 3 2 枚目， 3 5 枚目， 3 8 枚目， 3 9 枚目， 4 1 枚目， 4 2 枚目及び 4 4 枚目の一部	
	文書 3	4 枚目ないし 6 枚目及び 8 枚目ないし 2 9 枚目の一部	
	文書 4	3 枚目ないし 6 枚目及び 8 枚目ないし 1 4 枚目の一部	
	文書 5	4 枚目ないし 2 7 枚目， 3 0 枚目， 3 2 枚目ないし 6 5 枚目， 6 7 枚目ないし 8 9 枚目， 9 1 枚目， 9 3 枚目， 9 4 枚目， 9 6 枚目ないし 9 8 枚目， 1 0 0 枚目， 1 0 1 枚目， 1 0 3 枚目ないし 1 0 7 枚目， 1 0 9 枚目， 1 1 1 枚目， 1 1 2 枚目及び 1 1 4 枚目ないし 1 1 7 枚目の一部	
	文書 6	5 枚目， 8 枚目ないし 6 1 枚目， 6 6 枚目ないし 7 2 枚目， 8 1 枚目ないし 1 4 5 枚目， 1 4 7 枚目及び 1	

	59枚目ないし170枚目の一部
文書7	5枚目ないし7枚目, 10枚目ないし63枚目, 70枚目ないし76枚目, 81枚目, 86枚目ないし91枚目, 及び93枚目ないし106枚目の一部
文書8	1枚目ないし6枚目の一部
文書9	1枚目, 2枚目, 4枚目ないし7枚目及び9枚目ないし11枚目の一部
文書10	2枚目及び3枚目の一部
文書11	1枚目の一部
文書12	1枚目の一部
文書13	1枚目ないし10枚目の一部
文書14	1枚目の一部
文書15	1枚目の一部
文書16	1枚目の一部
文書17	1枚目の一部
文書18	1枚目の一部
文書19	1枚目の一部
文書20	1枚目の一部
文書22	1枚目, 2枚目, 4枚目ないし11枚目, 13枚目ないし19枚目, 21枚目ないし27枚目, 29枚目ないし31枚目及び33枚目の一部
文書23	1枚目ないし32枚目及び34枚目ないし108枚目の一部
文書24	1枚目の一部
文書25	1枚目ないし3枚目の一部
文書26	1枚目ないし3枚目の一部
文書27	1枚目の一部

文書 2 8	1 枚目の一部
文書 2 9	1 枚目の一部
文書 3 0	1 枚目及び 2 枚目の一部
文書 3 1	1 枚目の一部
文書 3 2	1 枚目及び 2 枚目の一部
文書 3 3	1 枚目及び 2 枚目の一部
文書 3 4	1 枚目の一部
文書 3 5	1 枚目の一部
文書 3 6	1 枚目及び 2 枚目の一部
文書 3 7	1 枚目及び 2 枚目の一部
文書 3 8	1 枚目及び 2 枚目の一部
文書 3 9	1 枚目及び 2 枚目の一部
文書 4 0	6 枚目ないし 6 2 枚目, 6 7 枚目ないし 7 3 枚目, 7 5 枚目, 7 6 枚目, 7 8 枚 目ないし 8 1 枚目, 8 5 枚 目, 8 6 枚目, 8 8 枚目, 9 0 枚目, 9 4 枚目ないし 9 9 枚目, 1 0 1 枚目, 1 0 3 枚目, 1 0 5 枚目ない し 1 1 0 枚目, 1 1 2 枚目 ないし 1 1 5 枚目, 1 1 8 枚目ないし 1 2 2 枚目, 1 2 5 枚目, 1 2 6 枚目, 1 2 8 枚目, 1 3 0 枚目, 1 3 3 枚目ないし 1 3 6 枚 目, 1 3 8 枚目, 1 4 0 枚 目, 1 4 2 枚目, 1 4 8 枚 目ないし 1 5 3 枚目, 1 5 7 枚目ないし 1 6 2 枚目, 1 6 6 枚目ないし 1 7 0 枚 目, 1 7 4 枚目ないし 1 8 0 枚目, 1 8 3 枚目, 1 8 4 枚目, 1 8 8 枚目ないし 1 9 1 枚目, 1 9 3 枚目, 1 9 4 枚目, 1 9 6 枚目な いし 2 0 0 枚目, 2 0 2 枚

	目， 2 0 4 枚目ないし 2 0 7 枚目， 2 0 9 枚目， 2 1 5 枚目， 2 1 8 枚目， 2 1 9 枚目， 2 2 1 枚目， 2 2 4 枚目， 2 2 6 枚目， 2 2 8 枚目ないし 2 4 3 枚目， 2 5 1 枚目， 2 5 3 枚目ないし 2 5 6 枚目， 2 5 8 枚目及び 2 6 0 枚目の一部	
文書 4 1	5 枚目， 8 枚目， 9 枚目， 1 1 枚目， 1 4 枚目， 1 6 枚目及び 1 8 枚目ないし 3 3 枚目の一部	
文書 4 3	2 枚目ないし 5 2 枚目， 5 4 枚目， 5 6 枚目ないし 6 4 枚目， 6 6 枚目ないし 1 1 6 枚目， 1 1 8 枚目， 1 1 9 枚目及び 1 2 1 枚目ないし 1 3 5 枚目の一部	
文書 4 4	1 2 枚目ないし 6 2 枚目， 6 4 枚目， 6 5 枚目， 6 7 枚目ないし 8 1 枚目， 8 3 枚目ないし 8 6 枚目， 8 9 枚目， 9 0 枚目， 9 7 枚目ないし 1 0 8 枚目， 1 1 2 枚目ないし 1 1 4 枚目， 1 1 9 枚目， 1 2 1 枚目， 1 2 4 枚目ないし 1 4 0 枚目， 1 4 2 枚目ないし 1 5 0 枚目， 1 5 7 枚目ないし 1 6 1 枚目， 1 6 3 枚目， 1 6 5 枚目， 1 6 7 枚目ないし 1 6 9 枚目， 1 7 1 枚目， 1 7 5 枚目ないし 1 7 7 枚目， 1 9 4 枚目， 1 9 5 枚目， 1 9 7 枚目， 1 9 8 枚目， 2 0 3 枚目ないし	

	205枚目, 207枚目ないし210枚目, 212枚目ないし216枚目, 218枚目, 220枚目, 223枚目ないし241枚目, 243枚目ないし260枚目, 262枚目ないし275枚目, 285枚目, 286枚目及び292枚目ないし300枚目の一部
文書45	6枚目, 7枚目, 14枚目ないし31枚目, 33枚目ないし37枚目, 40枚目ないし44枚目, 46枚目ないし63枚目, 65枚目ないし67枚目, 69枚目ないし71枚目, 73枚目, 75枚目及び77枚目ないし80枚目の一部
文書46	2枚目ないし8枚目, 10枚目ないし27枚目及び31枚目ないし33枚目の一部
文書47	1枚目ないし133枚目の一部
文書48	1枚目ないし6枚目の一部
文書49	1枚目ないし3枚目の一部
文書50	1枚目の一部
文書51	1枚目及び2枚目の一部
文書52	6枚目ないし9枚目, 12枚目ないし16枚目, 18枚目ないし21枚目, 23枚目ないし28枚目, 32枚目及び34枚目の一部
文書53	1枚目の一部
文書54	1枚目及び2枚目の一部
文書55	1枚目ないし4枚目の一部

文書 5 6	2 枚目ないし 5 7 枚目及び 5 9 枚目ないし 6 1 枚目の 一部
文書 5 7	5 枚目, 9 枚目ないし 2 2 枚目, 2 4 枚目ないし 3 6 枚目, 3 8 枚目ないし 1 0 1 枚目, 1 0 3 枚目, 1 0 4 枚目及び 1 0 6 枚目ない し 1 1 0 枚目の一部
文書 5 8	7 枚目ないし 9 枚目, 1 1 枚目, 1 2 枚目, 1 4 枚目 ないし 1 7 枚目, 2 0 枚目 ないし 2 5 枚目, 2 7 枚目 ないし 3 0 枚目, 3 2 枚 目, 3 4 枚目, 3 5 枚目, 3 8 枚目ないし 4 0 枚目, 4 2 枚目ないし 4 5 枚目, 4 7 枚目ないし 4 9 枚目, 5 3 枚目, 5 7 枚目ないし 5 9 枚目, 6 1 枚目, 6 9 枚目ないし 7 1 枚目, 7 3 枚目, 7 4 枚目, 7 6 枚目 ないし 7 9 枚目, 8 2 枚目 ないし 8 7 枚目, 8 9 枚目 ないし 9 2 枚目, 9 4 枚 目, 9 6 枚目, 9 7 枚目, 1 0 0 枚目ないし 1 0 2 枚 目, 1 0 4 枚目ないし 1 0 7 枚目, 1 0 9 枚目ないし 1 1 1 枚目, 1 1 4 枚目, 1 1 5 枚目, 1 1 7 枚目, 1 1 9 枚目ないし 1 2 2 枚 目及び 1 2 4 枚目の一部
文書 5 9	2 枚目ないし 1 3 枚目の一 部
文書 6 0	3 枚目ないし 3 8 枚目の一 部

文書 6 1	6 枚目ないし 1 2 枚目の一部
文書 6 2	8 枚目及び 1 0 枚目ないし 1 3 枚目の一部
文書 6 3	3 枚目及び 6 枚目の一部
文書 6 5	9 枚目, 1 0 枚目, 1 3 枚目, 1 6 枚目ないし 1 9 枚目, 2 1 枚目, 2 2 枚目, 2 4 枚目ないし 2 9 枚目 (個人の顔写真を除く。) 及び 3 7 枚目ないし 4 0 枚目の一部
文書 6 8	1 枚目の一部
文書 6 9	1 枚目ないし 9 枚目の一部
文書 7 0	1 枚目の一部
文書 7 1	1 枚目ないし 7 枚目の一部 (個人の顔写真を除く。)
文書 7 2	7 枚目, 8 枚目及び 1 3 枚目ないし 1 7 枚目の一部
文書 7 3	5 枚目, 1 1 枚目ないし 1 3 枚目, 1 5 枚目, 1 6 枚目及び 2 0 枚目の一部
文書 7 4	5 枚目, 7 枚目ないし 2 5 枚目, 2 7 枚目, 2 8 枚目及び 3 0 枚目の一部
文書 7 5	4 枚目, 6 枚目, 7 枚目, 9 枚目及び 1 6 枚目の一部
文書 7 6	1 3 枚目ないし 2 0 枚目, 2 3 枚目ないし 2 7 枚目, 3 2 枚目, 3 7 枚目, 4 2 枚目, 4 4 枚目, 4 6 枚目ないし 5 1 枚目, 5 6 枚目及び 6 1 枚目の一部
文書 7 7	2 枚目ないし 7 枚目の一部
文書 7 8	8 枚目, 1 2 枚目, 1 5 枚目ないし 2 0 枚目, 2 9 枚目, 3 0 枚目, 3 3 枚目,

		35枚目, 37枚目, 40枚目ないし46枚目, 48枚目, 52枚目及び56枚目の一部	
3	文書2	24枚目及び25枚目の一部	陸上自衛隊の編成に関する情報であり, これを公にした場合, 陸上自衛隊の態勢が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては国の安全が害されるおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書44	287枚目ないし291枚目の一部	
	文書64	3枚目ないし5枚目及び7枚目ないし54枚目の一部	
4	文書6	62枚目ないし65枚目の一部	陸上自衛隊の指揮系統及び通信システムに関する情報であり, これを公にした場合, 自衛隊の指揮統制要領, 手法及び内容が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては国の安全が害されるおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書7	64枚目ないし69枚目の一部	
	文書23	109枚目ないし117枚目の一部	
	文書44	180枚目ないし191枚目の一部	